

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<b>施策の方向 2 子どもの意見表明・参加の促進</b>								
<b>【推進施策 8】</b>								
川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。								
<b>【具体的な取組】</b>								
①川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保するとともに、子どもを支える体制の整備に努めます。								
教育委員会 生涯学習推進課	2-(8)-①	川崎市子ども会議推進委員会事業	川崎市子ども会議及び、中学校区・行政区子ども会議の推進に向けた方針を協議するとともに、川崎市子ども会議を実施し、市長への提言あるいは報告を支援する。	川崎市子ども会議推進委員会の開催 サポーター養成講座の開催 かわさき子ども集会等の開催	川崎市子ども会議推進委員会 2回開催 サポーター養成講座 8回開催 「かわさきドリームパーティー(第13回かわさき子ども集会)」11月21日開催	成果:川崎市子ども会議推進委員会を開催し、協議を行うとともに、川崎市子ども会議を実施し、子どもの自主的な活動への支援を行った。  課題:川崎市子ども会議及び、中学校区・行政区子ども会議のさらなる連携をめざす。	B	
<b>【具体的な取組】</b>								
②行政区子ども会議等と連携し、子ども集会を開催するなど、子どもの交流を支援します。								
教育委員会 生涯学習推進課	2-(8)-②	川崎市子ども会議	川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの意見表明の場として川崎市子ども会議を運営し、市長への提言あるいは報告を行う。	川崎市子ども会議の開催(毎月第1・3日曜日、年19回予定) かわさき子ども集会等の開催	川崎市子ども会議 定例会22回開催、臨時会、学習会等25回開催 「かわさきドリームパーティー(第13回かわさき子ども集会)」11月21日開催	成果:子どもの自主的な活動として川崎市子ども会議の定例会、かわさき子ども集会、その他の活動を行い、その成果として市長報告等を行った。  課題:市長への提言に向けた活動の活性化をめざす。	B	4-(19)-3
<b>【具体的な取組】</b>								
③川崎市子ども会議のホームページ等の広報を充実し子どもの参加を促進します。								
教育委員会 生涯学習推進課	2-(8)-③	川崎市子ども会議の広報	川崎市子ども会議の活動内容や委員募集等についてポスター、チラシ、ホームページなどにより広報を行う。	広報物(チラシ)等の作成 ホームページの運営	「かわこかいに参加しよう」チラシ(2,500枚) 「子ども会議委員募集」ポスター(1,000枚) 「サポーター養成講座募集」チラシ(500枚) 「かわさき子ども集会」ポスター(300枚) 「川崎市子ども会議ホームページ」運営	成果:川崎市子ども会議の活動内容や委員募集等についてポスター、チラシ、ホームページなどにより広報を行った。  課題:子どもからおとなまで広く川崎市子ども会議の活動を周知することをめざす。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<b>【推進施策 9】</b> 学校における、子どもの意見表明・参加を促進します。								
<b>【具体的な取組】</b> ①学校教育推進会議等、学校における子どもの意見表明・参加の取組及びその効果を集約し、学校での実践を支援します。支援します。								
教育委員会指導課	2-(9)-①	学校教育推進会議	学校の運営等について、幼児・児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等の意見を聴き、共に協力し支え合うために学校づくりに向けた会議を開催する。また、より一層開かれた学校づくりの推進を図る。	設置状況100%	市内公立学校においては、児童生徒、保護者地域住民、教職員等の代表と有識者らによって構成された学校教推進会議は100%設置されている。開かれた学校づくりの推進に関わる貢献度は高い。そこでの協議内容が学校評価に反映されている場合も多い。	成果: 学校教育推進会議の設置は100%達成され、その開かれた学校づくり推進に対する実効力も高まっていることは、大きな成果といえる。 課題: 学校間によって、その貢献度に差異があり、その解消が課題と考えられる。	A	
<b>【具体的な取組】</b> ②子どもの権利学習を充実し、子どもの参加意欲を促進します。								
教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター	2-(9)-②	教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用	指導資料等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいよう支援する。	川崎の実態に合わせた実践事例集「かわさきKタイム」をあらゆる人権尊重教育研修で使い、広く活用できるようにする。	実践事例集「かわさきKタイム」を広く活用できるように初任者研修や希望研修、要請訪問などの人権尊重教育研修で使用した。また、「かがやき」などの子どもの権利の学習資料も川崎市子どもの権利に関する週間に使えるように配付した。	成果: 初任者研修や希望研修、要請訪問で紹介をしたり、活用したりすることで周知徹底を図った。また、人権尊重教育担当者研修でも活用し、各学校で権利学習が導入しやすいように支援した。 課題: 子どもたちの実情に合わせて、活用しやすいように内容の工夫を図る。	B	4-(19)-①
<b>【推進施策 10】</b> 地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう情報の提供など環境整備に努めます。								
<b>【具体的な取組】</b> ①「こどもページ」をはじめとした、市公式ホームページ上の子ども向けの情報提供を充実します。								
市民・こども局人権・男女共同参画室	2-(10)-①	子ども向けホームページ	子どもにわかりやすい表現で、市政等に関する情報、イベント情報、育ち・学ぶ施設の情報などを川崎市公式ホームページ上で発信(こどもページ)することで、子どもがより豊かに生活し、社会に参加するきっかけづくりができるよう支援する。	各コンテンツのより一層の充実を図りつつリニューアルも視野に入れた課題の整理と見直しを行う。	原則月1回の更新(イベント情報等)に加え、春休み・夏休み・冬休みの長期休暇前には全庁的な情報収集をし、期間限定のイベント特集等を掲載した。また、各コンテンツの見直しを行い、リンクの確認、各ページの整理を行った。	こどもページ自体の構成が複雑で、また絵も少ないため、今後はもっと子どもに親しみやすいページに変えていく必要がある。	B	4-(19)-④

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
幸区役所企画課	2-(10)-①	子ども向け情報発信事業	子ども向けの幸区のホームページ(さいわいこどもページ)。幼い頃から自分の住むまちや区役所に関心を持ってもらえるよう作成した。平成18年5月5日公開開始。区役所各課の業務内容解説や区内の公共施設、区のシンボルマークの由来等の幸区の豆知識、子ども対象の事業の情報、さいわいものしりクイズ、区役所屋上からまちを眺めた画像などの内容で構成されている。	子どものニーズを把握し、子どもにとってもっと身近なホームページとなるよう、さらに充実を図る。	小学生向け事業の機会を捉え、さいわいこどもページの紹介を行うとともにニーズを把握し、子どもにとってもっと身近なホームページとなるよう子ども向けのイベントなどを随時紹介した。また、わかりやすく親しみやすいようふりがなをつけ、言葉づかい等工夫した。	成果: 子ども向けの幸区ホームページ「さいわいこどもページ」を作成し、幼いころから自分の住むまちや区役所に関心を持ってもらえるよう子ども向けのイベント情報を更新するなどして活用した。 課題: さいわいこどもページの情報更新もさることながら、区ホームページ全体の認知度・アクセス数を向上させ、より多くの区民の方々に身近なものとして利用してもらうような工夫が必要。また、子どもの意見や、感想を集約できるようなアンケートの実施を検討する。	B	4-(22)-③
麻生区役所こども支援室	2-(10)-①	きっずページ	麻生区のホームページから子ども自身がアクセスできるように開設する。子どもにわかりやすく区役所の仕事や麻生区に関する情報、相談機関等についての情報提供を行う。また、子どもに関する他のホームページにもリンクできるようにする。	情報の更新	前年度同様、毎月情報の更新をし常に最新の情報提供を行った。	小中学生が自らアクセスできるようなページであり常に最新の情報を提供している。 課題: 今後も利用者拡大に向け内容の更新が必要であり、子どもや利用者からの意見や感想を取り込めるような取り組みを検討していく。	B	
麻生区役所こども支援室	2-(10)-①	子育てカレンダー	区内の子どもに関する情報をホームページを通じて一元的に提供することをめざし、区内の関係機関や団体から未就学児童とその保護者を対象とした子育て支援のイベントの情報を収集し、掲載する。	情報の更新	昨年度と同様に毎月子ども関連機関に情報の照会を行い、ホームページにて情報提供を行った。	子育てカレンダーへのアクセス件数は毎月1,000件近くあり、子育て中の区民に活用されているので今後も継続していく。照会先の関係機関や団体も増やし、内容を充実させていく必要がある。	B	
交通局お客様サービス課	2-(10)-①	キッズページ事業	インターネットを利用して、子どもたちに市バス事業を理解し、関心を持ってもらうためにページを作成。	事業継続実施	引き続き、市バスホームページ内に子ども向けの「キッズページ」を掲載した。また、新たに、バス運転手が営業所を出発し、運転してから車庫に戻るまでの仕事が見える動画コンテンツ「うんでんしゅさんになってみよう」を企画・作成業務を行った。	成果: (公開後にアクセス数が増加したこと)からインターネットを利用した市バスホームページをとおして、子どもたちに市バス事業を理解し、関心を持ってもらうことができた。 課題: より充実した見やすいホームページの内容を企画・作成の検討を進め、話題性を高め、定期的・定量的なアクセス数の確保をめざす。	B	
【具体的な取組】								
②子どもの視点での情報発信を進めます。								
市民・こども局人権・男女共同参画室	2-(10)-②	子ども記者事業	子どもの権利条例に基づき子どもの社会参加を進めるため、子ども自身が記者となって市内の施設や現場で取材し、川崎市ホームページ上の「こどもページ」の一部を作成する。	「こどもページ」に子どもの意見表明・参加を促進するため、子どもを対象としたホームページ作成研修を拡充するとともに、子ども記者の活動を支援し、「こどもページ」上の「かわさきキッズタイムズ」を充実させる。	平成21年度子どもの権利啓発事業に移行		E	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
【具体的な取組】								
③子ども夢パークにおいて、子どもの自主的・自発的活動が進むよう支援します。								
こども本部 青少年育成課	2-(10)-③	子ども夢パーク事業	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を実践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	事業数を精査し、内容充実。	「☆子ども運営会議」の部会を実施。 ・スタジオプロジェクト部会(年12回) スタジオ利用のルールや使い方などを話し合った。また、スタジオ利用者による演奏会を計画・実施した。 ・横丁会議部会(7回) イベント「子どもゆめ横丁」を計画・実施した(延べ540名参加)。	成果: おおむね計画どおり実施することができた。 課題: 引き続き事業を実施していく。	B	3-(15)-① 4-(19)-③
【具体的な取組】								
④子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業を促進します。								
財政局 収納対策課	2-(10)-④	租税教育推進事業	川崎市内の税務関係者及び教育関係者によって構成される川崎市租税教育推進協議会の活動の一環として、税に関する理解と関心を深めることを目的とし、市内の小学6年生を対象とした副教材の作成・配布、及び租税教室を開催している。	継続実施。	副教材の作成: 12,300部作成し、市内各小学校に配布。租税教室: 市内小学校5校開催分(合計10時限)の講師を担当。	副教材の作成・配布及び租税教室の開催により、市内の小学生に対し、税に関する理解と関心を深めることができた。今後税に関する関心を更に高めるため副教材の内容等についても検討を加えていく。	B	
市民・こども局 人権・男女共同参画室	2-(10)-④	子どもの権利啓発事業	子どもの権利条例の子どもの参加事業を子どもの参加支援として直接行うだけでなく、子どもの参加状況の紹介も含めた啓発事業を行う。	子どもの参加を普及させるため、参加の楽しさを伝達する。そのため参加の紹介から子どもの参加事業まで幅広い事業展開を視野に入れ、事業展開する。	Jリーグのサッカーの試合(約20,000人参加)やサッカー教室での広報アピール、子ども向け啓発物の配布(10,000個)を行った。人権擁護委員と連携して、市民に広く子どもの権利の広報を呼びかけた。	子どもの権利について、学校以外の余暇・地域活動の中での啓発を進めるため、新たに平成22年度からはスポーツイベントでの広報を開始した。市民団体等と連携して、より効果的な啓発を図ること課題である。	B	
市民・こども局 市民文化室	2-(10)-④	青少年舞台活動事業	平成19年度まで市主催で実施していた青少年舞台芸術活動事業(「かわさきヤングミュージカル」を実施)の事業目的を継承し、多様な表現アートを用いた新たなプログラムで構成される青少年向け舞台芸術活動事業を、川崎市アートセンターが行う。市内の青少年を対象に参加者を公募し、第一線で活躍するプロフェッショナルなアーティストを講師に迎え、表現力、コミュニケーション能力等を磨く多様な表現アートのワークショップを実施し、その成果発表としてアートセンター(アルテリオ小劇場)で公演する。	平成20年度からは川崎市アートセンターの指定管理業務として位置づけ川崎市アートセンターにおいて青少年舞台芸術活動事業を実施する。	平成22年度のテーマは、クラウン(道化師) ●青少年参加者 14名 ●公演来場者数 519名(全3回計) ※公演実施日 平成22年5月1日(土)、2日(日)	成果: 子どもたちがアーティストと一緒に舞台作品づくり等を体験する、青少年舞台芸術活動事業を指定管理者により実施し、新しい創造の場の提供と、次世代の文化芸術を担う子どもたちの育成に寄与した。 課題: 引き続き、民間活力により、芸術文化の創造拠点としての積極的な取組を展開していくことが必要である。	B	3-(15)-②

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
環境局 環境調整課	2-(10)-④	環境副読本の作成・配布	「総合的な学習の時間」等において環境に関する学習を行う際の一助として、環境副読本「私たちの暮らしと環境～明るい未来に向かって」(小学校用)環境副読本「あしたをつかめ! Yes, We Can!」(中学校用)及び指導用手引(教諭用)を作成し、配付している。副読本の内容については、子どもたちが興味のあるテーマについて自分たちで考え、問題を解決する能力を養えるようになっている。	データや記述内容を更新し、市内各小中学校へ配付していく。	データや記述内容を可能な限り最新のものに更新し、小学校(12,900部作成・市立・私立小学校及び市立・県立特別支援学校)及び中学校(11,100部作成・市立・私立中学校及び市立・県立特別支援学校)へ配布した。	成果: データや記述内容を可能な限り最新のものに更新し、市内公立及び私立の小学校及び中学校へ配布した。 課題: データ等の更新は行っているが、内容の構成に関しても見直しを行っていく必要がある。	B	
環境局 減量推進課	2-(10)-④	出前ごみスクール	環境教育の一環として、環境局職員が小学校へ出張し、実演用のごみ収集車などの機材を活用して、社会科、総合学習等の授業(約90分)において、ごみの減量化や分別・リサイクルの体験学習を実施する。	内容の充実を図りながら実施校の順次拡大をめざす。	例年、実施している学校をはじめ、新たに21校で実施することができ、出前ごみスクールを89回(約7,500名参加)実施した。	成果: 年々、実施回数も増加し、多くの小学校中学年にごみの分別・リサイクルの大切さを伝えることができた。 課題: 新たな分別品目の拡大等に伴い、内容の充実を図りながら、未実施の小学校など、対象範囲を拡大し開催できるよう、働きかけていく。	B	
健康福祉局 健康増進課	2-(10)-④	食育推進地域活動事業	次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを、関係各部署や団体と連携して、情報提供等を通し推進していく。また、子どもの栄養改善や食を通じた心とからだの健全のため、子ども及び保護者を対象に各種食育講座やイベント等を実施する。	平成20年3月に策定した「川崎市食育推進計画」に基づき、食を通じた子どもの健全育成のあり方を考え、組織的、継続的に食育を推進していく。	子どもや保護者を対象にした食育の講話、教室、イベント等に関係部局、団体等と連携して実施。 食育に関するリーフレット等63,000部を作成、各区役所保健福祉センター等で配布し、情報を提供した。 朝食推進をテーマに作成した子ども向けのアニメーション動画映像をアゼリアビジョン等で放映。	成果: 食育の取組が多方面にわたって実施されたことにより、子どもの朝食欠食率が減少した。(児童9.1%→4.8%、3歳5.0%→1.7%、1歳6か月3.4%→1.6%) 課題: 心身の健やかな成長と豊かな人間形成ため、団らの機会の増加と栄養バランスのとれた日本型食生活の実践への取組を強化していく。	B	
まちづくり局 景観・まちづくり支援課	2-(10)-④	まちづくり副読本作製	地域と一体となったまちづくりを推進するため、21世紀の川崎市のまちづくりを担う小学校3年生に対し、まちづくりへの興味や理解、まちへの愛着を持たせることを目的にまちづくり副読本「まちは友だち!」を作製し、配付する。また、川崎市ホームページに「まちは友だち!」のページを掲載している。	「まちは友だち!」印刷、小学校3年生に配布	子どもたちがまちと関わるきっかけとして、まちづくりについて遊び感覚で楽しく学べるような副読本「まちは友だち!」を12,700部作成し、授業過程に合せて4月上旬に市立小学校3年生を対象に配布した。また、チラシの作成、配布も行い、まちづくり副読本の周知に努めた。 区役所及び各局関係各課と連携を取りながら、イラスト・写真・文言等を最近の情報に更新した。	成果: 区役所、各局関係各課、小学校社会科教育研究会と連携をとり、副読本の内容の充実にも努め、子どもたちが楽しくまちづくりについて学べるきっかけづくりができた。 課題: さらなる活用拡大を図るために、研究会との連携や副読本の広報に努める。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
上下水道局 サービス推進 部サービス推 進課	2-(10)-④	潮見台浄水場施設 見学	次世代の需要者となるべき市内の 小学校4年生に、水道水ができる までについて知ってもらうため浄 水場見学を実施し、水道事業に関 する理解と関心を深めてもらい今 後の水道事業の発展に資する。	平成21年度と同様の内容で実施予 定。	市内小学4年生児童、引率者合わせて 11,109人が見学に訪れた。	成果:市内小学4年生に対して、「自然の水を安全な水 道水に作り変える」という浄水場の仕組みを実際に見る ことで、普段何気なく使っている水道について考える きっかけを提供するとともに理解を深めてもらうことがで きた。  課題:平成23年度をもって潮見台浄水場が廃止にな る。また他の浄水場も改修工事等により安全確保の観 点等からも課題が多いことから、新たな施設見学先を選 定することが急務となっている。	B	
上下水道局 サービス推進 部サービス推 進課	2-(10)-④	副読本「川崎市の水 道」	次世代の水道需要者となるべき市 内の小学校4年生に、水道につい てわかりやすく説明した社会科副 読本を作成し、水道事業に関する 理解と関心を深めてもらい今後の 水道事業の発展に資するものであ る。	下水道事業との組織統合に伴い副 読本の合冊を含めた内容の見直し 予定	社会科教育研究会の先生方にご協力をいた だいて、内容の見直しをしたうえで改訂を行 い、平成23年度版の副読本を作成した。 3月に市内小学校122校に12,965冊を配布し た。 また、副読本編集会議において、平成23年 度版については、それぞれの事業において 内容の充実を図るということで合冊は見送っ た。	成果:小学4年生の社会科授業で使用される副読本の 充実を図ることで、子どもたちの水道事業に対する理解 と関心を深めてもらうことができた。  課題:下水道事業との統合に伴う副読本の合冊につい ては、来年度以降も継続して検討していくこととなった。	B	
上下水道局 サービス推進 部営業課	2-(10)-④	川崎市小学生下水 道作品コンクール	下水道は、排水をきれいにして川 や海などの水質保全の向上に努 めているほか、大雨の浸水の防止 なども担い、快適な生活環境の実 現と市民の生命と財産を守るた めに大きな役割を果たしている。しか し、目に触れる機会が少ないため に関心も薄くなりがちである。そ こで、大切な市民財産である下水道 について、次代を担う小学生が理 解と関心を高めることを目的とし て作品を募集する。	平成21年度と同様の内容で実施す る予定。	参加校数:市内の小学校 94校 応募作品数:10,293点 (書写 6,631点、標語 2,936点、絵画・ポス ター 726点) 優秀作品:特選7点、準特選35点 表彰式 の実施 優秀作品の紹介:市内3か所で展示、広報紙 「かわさきの上下水道」リーフレット等に掲載	応募件数は年々増加し、総数で1万点を超し、応募作 品の内容も、従来からの汚水のみならず雨水を題材に するなど下水道をより理解した上で作製されたものが顕 著となってきた。 下水道管が地下に埋設され下水処理場の半地下化が 図られるなかで、引き続き、下水道作品コンクールや下 水道出前教室などの広報活動を推進することにより、下 水道の理解が得られるよう創意工夫を図っていくことが 必要である。	B	
上下水道局 サービス推進 部営業課	2-(10)-④	副読本「川崎市の下 水道」	下水道は、(1)トイレの水洗化(2) 生活環境の改善(3)浸水対策(4) 公共用水域の水質保全等の機能 を持つ施設で、他の都市施設に 比べて目につきにくく、日常生活 のなかでは見落とされがちな施設 である。今後将来にわたり下水道 を利用される子どもたちに、下水 道の役割と私たちの生活の中で 「循環」する水の大切さを理解して もらうために、副読本を刊行する。	平成21年度と同様の内容で実施予 定。	対象:小学4年生 作製部数:副読本(22ページ)13,500冊 内容:下水道の役割と仕組みなどについて記 述 配布先:市内の小学校 122校	下水道について、より理解してもらえよう、わかりやす い内容及び平易な表現に改善を図った。 なお、平成22年度に上・下水道事業が統合され上下水 道局となったが、水道の副読本とは、指導時期や指導 要点の違いから当分の間は現行どおり別々に作製する こととなった。 しかし、環境学習の中の「水の循環」の観点から、今後と も連携を図りながらより良い教材となるよう改善してい くことが必要である。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
上下水道局 サービス推進部 サービス推進課	2-(10)-④	川崎市小・中学生作品コンクール	地球上で使える水の資源は限界があります「水は天からのもらいものではなく」「つくられるもの」であり「限りあるもの」として、作品の応募を通じ、次世代を担う川崎市小・中学生に考えていただくため、作品コンクールを毎年実施している。	平成21年度と同様の内容で実施予定	5月～6月に昨年度入賞作品の展示をアゼリア広報コーナー等で行った。 今年度作品については、6月～11月まで募集したところ過去最高の11,870点の応募があり、1月に審査を行ったうえ、入賞作品については3月5日に表彰式を実施した。	成果:応募作品数も増加しており、小学1年生から中学3年生までの幅広い年齢の子どもたちに、標語やポスター等さまざまな分野において水道について考え、形にすることができた。  課題:下水道事業との組織統合に伴い、事業の効率化を図るために、平成23年度以降は式典や作業の統合を検討中。	B	
教育委員会 企画課	2-(10)-④	教育広報誌「教育だよりかわさき」	本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。	引続き、川崎市教育委員会の施策の紹介、重要事項の解説等の教育に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を発行し、配布する。	「教育だよりかわさき」を年3回、延べ342,000部発行。	平成21年度にデザインを一新したことによって、教育委員会に関する情報をさらにわかりやすく提供することができ、多方面からの好評を得られた。また、イメージキャラクターである「メルるん」は市民の方からの人気を得ている。今後は、予算が限られていく中、広報誌としての質を落とさず、いかに市民の方へ教育委員会に関する情報をわかりやすく提供していくかが課題である。	B	1-(4)-① 2-(19)-③ 4-(21)-⑤
選挙管理委員会事務局 選挙課	2-(10)-④	中学校生徒会役員選挙協力事業	実際の選挙に使用する選挙物品や道具、資料等を提供し、選挙の正しいあり方を体験することによって民主主義に対する理解と関心を高め、さらに子どもの市政や地域に主体的に関わりようとする意欲を高めるための事業である。 (貸与物品:投票箱、投票記載台、腕章、たすき、のぼり旗等)	市内の市立中学校51校で、卒業するまでの3年間で1回は経験できるようにするため、一度に17校での実施に対応できる数量の貸与物品を平成22年度までの3年間で作成する。	平成22年度は、市立中学校27校に加えて、初めて私立中学校1校、県立高等学校1校でも実施することができた。実施校数についても29校となり、本事業の裾野は広がってきている。貸与物品についても、一度に17校で実施できるだけの数量分は作製し終えた。	市立中学校を対象に立ち上げた本事業であるが、平成22年度には、私立中学校、県立高等学校でも実施できるまでに至った。実施校数についても、ほぼ右肩上がりで推移している。今後は、市立中学校に在学中1回は、本事業を経験できるようにするため、中学校長会の協力を得ながら、まず、まだ本事業の未実施校にエントリーを呼びかけていくことが課題となっている。	B	
<p><b>【推進施策 11】</b></p> <p>児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進めます。</p>								
<p><b>【具体的な取組】</b></p> <p>①児童相談所の一時保護所に入所している子どもへの学習支援の取組を進めます。</p>								
こども本部 こども家庭センター 中央児童相談所	2-(11)-①	児童相談所一時保護所における学習指導	平成15年度から、一時保護所における学習権を保障することを目的として、学習室を設置し、総合教育センターから派遣された2名の教員による週4回の学習支援を行っている。	学習指導内容充実に向けての検討を行いつつ、現体制での支援を継続する。	学習専門指導員として教員免許を持つ非常勤職員による学習指導を行っているほか、一時保護所職員も協力しつつ支援にあたり、一時保護所における学習権の保障に努めた。	教員免許を持つ学習専門指導員と一時保護所職員で協力して一時保護児童の学習権の保障と支援を継続的に行うことができた。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	2-(11)-① 廃止	児童相談所の一時保護所における児童への学習支援	平成15年度から実施。児童相談所一時保護所に職員を派遣して、入所している子どもたちの学習支援をする。	平成21年度から市民・子ども局に移管			E	
【具体的な取組】								
②外国籍親子育児教室の開催・外国語版母子健康手帳の配布・通訳ボランティアの派遣等の保健サービス支援事業を実施します。								
子ども本部 子ども家庭課	2-(11)-②	在日外国人母子保健サービス支援事業	外国籍の母子が日本人母子と同様にサービスが受けられ、安心して育児ができるように、外国籍親子育児教室、外国版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施している。	継続して推進する。	外国籍親子育児教室を川崎区、高津区、宮前区で実施した。 外国語版母子健康手帳を副読本として、必要な外国籍妊婦に配布。 母子保健事業参加時、必要な母子には、通訳ボランティア派遣を実施した。	成果:外国籍親子育児教室や外国版母子健康手帳の副読本配布、通訳ボランティアの派遣を実施することで、外国籍の母子が、安心して子育てができるように充実を図った。  課題:委託の乳幼児健診の外国語版問診票の整備を図る。	B	
川崎区役所 子ども支援室	2-(11)-②	川崎区通訳及び翻訳バンク事業	川崎区内に在住、在勤及び在園する日本語を母国語としない子ども及びその保護者のために、子ども支援関係機関における通訳及び翻訳の支援を行う。	「川崎区通訳及び翻訳バンク」を継続して実施する。	外国語に堪能な地域人材の協力を得て、関係機関・施設や地域活動団体の子どもに対する支援に必要な通訳・翻訳を委託実施。 (対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ルーマニア語 件数:70件予定)	言葉が通じないことが原因で適切な支援につながらなかったり、学校などで孤立したりすることの防止に効果を挙げた。また日本語を母語としない子どもの増加への対応が課題である。	B	
【具体的な取組】								
③地域における、多文化共生に関わる取組を支援します。								
教育委員会 人権・共生教育担当	2-(11)-③	多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等	川崎市多文化共生社会推進指針及び川崎市外国人教育基本方針に基づき、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする、意識・態度を育むことを目的に、異なる文化をもつ地域の外国人市民等「民族文化講師」を派遣する。	日本人児童生徒と外国人児童生徒が、お互いの文化を尊重し、違いを豊かさとして響き合えるよう、共に生きる地域社会を築いていく、意識・態度を高めるため「民族文化講師」を派遣する。	小・中・特別支援学校の55校で実施。学校独自で実施している学校もある。文化別では、韓国・朝鮮、ウクライナ、フィリピン、パラグアイ、インドネシア等。さまざまな国の方を同時に招く学校もあった。	多文化共生をめざす教育の一環として、市立学校に通う日本人児童生徒と外国人児童生徒が、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていく意識・態度を育むことにつながった。今後も継続して取り組んでいきたい。	B	



〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	2-(11)-③	日本語指導等協力者の派遣事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に週2回8～9か月にわたり日本語指導等協力者を派遣する。	日本語指導を必要とする外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導等協力者の派遣による児童生徒の指導の充実や保護者の相談にも適切に対応できるよう体制の整備を図る。	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を64回(約8か月～1年)実施している。平成21年度からの継続指導児童生徒も含め215名(うち平成21年度新規指導児童生徒は119名)に対して日本語指導等協力者を派遣した。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をして、各区でも平成21年9月より、小学校低学年では教育相談が受けられるようになった。	成果:日本の生活習慣になじむのに苦労したり、日本語指導が必要となったりするケースがある。これらの児童生徒の指導に日本語指導等協力者派遣事業や市内日本語教室担当者などが大きな役割を果たしている。平成22年度より中学3年生を対象に学習言語や高校受験にむけて中学校10校に学習支援員を派遣し学力の向上につながった。 課題:長期間保護者と離れて母国で過ごし、急に来日することになるケースや保護者の留学や研修の都合で来日したケースなどさまざまなケースがある。それらにさらに柔軟に対応することが必要である。	B	1-(3)-⑤ 4-(20)-①
【具体的な取組】								
④学校、幼稚園、保育園、こども文化センター・わくわくプラザ等で作成するお知らせにルビ振りを推進し多文化・多言語に配慮した取組を進めます。								
こども本部 青少年育成課	2-(11)-④	多文化・多言語を配慮した情報提供(こども文化センター等)	こども文化センターやわくわくプラザにおける外国人保護者への情報提供にあたっては、内容が正確に伝わるよう工夫する。	こども文化センターやわくわくプラザにおける外国人保護者への情報提供にあたっては、お知らせにルビをふるなど内容が正確に伝わるよう工夫を継続する。	こども文化センターやわくわくプラザにおける外国人保護者への情報提供にあたっては、お知らせにルビをふるなど内容が正確に伝わるよう工夫した。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
こども本部 保育課	2-(11)-④	多文化・多言語を配慮した情報提供(保育園)	外国人保護者への情報提供にあたっては、内容が正確に伝わるよう工夫する。	外国人保護者への情報提供は、「保育園だより」等、お知らせにルビをふる等、個別に配慮し、必要に応じてはボランティアの通訳を要請し正確な情報を伝える。	「保育園だより」にルビをふって発行。日本語を読むことができない保護者へは個別に説明を実施した。	「保育園だより」にルビをふって発行したり、日本語を読むことができない保護者へは個別に説明を実施するなどして、外国人保護者への確かな情報提供を行うことができた。	B	
教育委員会 人権・共生教育担当	2-(11)-④	学校で作成するお知らせにルビ振りの推進	市内全校種の学校で、学校便りを始めとする家庭向けの印刷物にルビをふることができるようさまざまな研修の場で促す。	学校や児童・生徒の実態に合わせて、きめ細やかな指導の一つとして、引き続きルビふりについての呼びかけを、全市合同校長会・教頭研修会・人権担当者研修会で周知していく。保護者向けの配布文章は市内全校種に通知し、データ送付も可能と通知していく。	学校や児童・生徒の実態に合わせて、きめ細やかな指導の一つとして、ルビふりについての呼びかけを、全市合同校長会・教頭研修会・人権担当者研修会で周知した。保護者向けの配布文章は市内全校種に通知した。データ送付も行った。	きめ細やかな指導の一つとしてのルビふりの取組は浸透してきている。引き続きルビふりについての呼びかけを、全市合同校長会・教頭研修会・人権担当者研修会などで周知を図っていきたい。	B	
教育委員会 生涯学習推進課	2-(11)-④	教育文化会館・市民館事業(市民自主学級・市民自主企画事業)	地域や社会の問題の解決に市民自らが取り組んでいく上で必要な学びの場として、区ごとに市民グループ・個人から提案された企画を市民相互で話し合いで決定し、市民館とグループが協働して事業を創り実施する。	継続実施し、市民への学習機会の提供を幅広く行うとともに、その担い手の育成を図る。	教育文化会館及び市民館において、市民自主学級を45学級、市民自主企画事業を69事業実施した。	成果:市民自主学級・市民自主企画事業は事業実施から7年が経過し、市民との協働事業として幅広い地域課題に取り組んできた。 課題:今後も市民が担い手となり市民同士の学び合いの場を創ることをおとし、新しい公共性の確立や自主的な市民学習グループの力量形成を図るとともに、関係機関と連携して学んだ成果を地域で活かしていく仕組みづくりを進めていく必要がある。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	2-(11)-④	民族学校に通う子どもとの交流の促進	県内朝鮮学校と市立学校による美術展を実施する。	現在行われている交流を継続していくことができるよう支援するとともに、新しく交流を行おうとする学校に情報提供等の支援を行う。	全国朝鮮学生美術展及び神奈川県下6校の朝鮮学校生徒の作品展に、川崎市立小・中・高校・豊・養護学校の児童生徒の造形作品を出品展示し、広く市民に公開して、両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに、造形教育活動の振興を図ることができた。最終日には授業実践事例を基に研修会を開くことができた。	成果: 全国朝鮮学生美術展(3才児より高校生までの作品)及び神奈川県下6校の朝鮮学校生徒の作品展に、川崎市立小・中・高校・特別支援学校の児童生徒の造形作品を出品展示(約500点)し、広く市民に公開して、両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに、造形教育活動の振興を図ることができた。  課題: 会場の確保や他展の開催時期との関係から、実施時期が毎年変動するので、周知のための広い広報を行う。	B	
【具体的な取組】								
⑤統合保育、特別支援教育、生涯学習を推進し、障害のある子どもの意見表明・参加を支えます。								
こども本部 保育課	2-(11)-⑤	統合保育	障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支え合う保育園での活動を支援し、統合保育を充実する。	障害児・発達障害児・健常児が共に生活する中で、お互いの理解と育ちを保障できるように職員の研修、研究会を充実し、他機関との連携を図りながら統合保育を進めていく。	統合保育研修及び発達コーディネーター研修の実施	研修等の実施により、統合保育を充実することができた。	B	
健康福祉局 障害福祉課	2-(11)-⑤	障がいへの理解を進めるための啓発、広報	「新・かわさきノーマライゼーションプラン」の推進、周知等により、障害者と障害児への理解を深めるための機会や情報を提供する。障害への理解を進めるための市民への啓発・普及を行う。	「川崎市民のつどい」などの普及啓発事業を実施する中で、「新・かわさきノーマライゼーションプラン」の理念(まちで暮らそう21)を推進する。障害者と障害児への理解を深めるための機会や情報の確保を、各種講演会や講座等の開催や広報活動等により行う。	「新・かわさきノーマライゼーションプラン」の理念(まちで暮らそう21)を推進するための普及啓発事業として、平成22年12月11日、「川崎市民のつどい」を開催した。(参加者560名) また、関係機関と連携し、障害者理解を促進するためのパンフレットの見直しを、行った。	成果: 障害者と健常者が同じ場所に集い交流を深めることにより、障害者の理解を深める普及啓発事業として効果が見られた。  課題: 川崎市身体障害者協会等関係団体、関係機関等と密に連携し、より多くの参加者に広報し参加を募る。	B	
教育委員会 総合教育センター 特別支援教育センター	2-(11)-⑤	特別支援教育体制充実事業	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する学校としての特別支援教育体制の整備を図る。	教職員向けのリーフレット等の研修資料作成と配布を行う。「個別的教育支援計画」についてホームページ上などで市民にも広報していく。研修については、特別支援教育コーディネーター養成研修など継続して実施する。特別支援学校による公開研修等について充実を図る。	特別支援教育コーディネーター連絡協議会を4回開催する。全教職員に向けてリーフレットを配布した。「個別的教育支援計画(サポートノート)」については、ホームページに掲載するには至っていないが、これまで市PTA広報や保護者情報交換会等で周知を図っている。特別支援教育コーディネーター研修は受講者対象にステップアップ研修やマネジメント研修を開催し、人材育成を図った。特別支援学校との連携を強化した。	成果: 特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の整備を図ることができた。校内委員会で検討するケース数は年々増加し、校内で教育的ニーズのある児童生徒に気づくようになってきた。「サポートノート」の記入も実施されるようになった。  課題: 校内委員会の充実を図ることが必要である。さまざまな外部資源を活用する学校が増えたが、有機的な連携を図る手立てがない。「サポートノート」も含め、活用を図ることが求められている。	B	

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
教育委員会 総合教育センター 幼児教育センター	2-(11)-⑤ 廃止	「個別の指導計画」の作成の促進	特別な配慮を必要とする子どもの保護者とともに作成する、「個別の指導計画」(平成19・20年度指導主事研究で作成)の作成推進に向け、私立幼稚園へ出向いて記入の説明を行う。その際には、子どもとの関わり方や保護者との関わり方等の支援も行う。	総合教育センター幼児教育センター廃止に伴い廃止			E	
【具体的な取組】								
⑥障害のある子どもが地域活動に参加しやすいよう障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを整備します。								
こども本部 こども福祉課	2-(11)-⑤	障害児施設の設置・運営	○障害特性に応じた療育等の支援ができる施設を設置・運営する。 ・しいのき学園(知的障害児施設) ・南・中・北部地域療育センター(知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設) ○障害児施設を利用するための経費を支出するとともに、重度障害児等にも適切な支援が行き届くよう支援を行う。 ・障害児施設への措置や契約による利用時の給付費・措置費の支出、処遇改善費の支出	障害特性に応じた必要な支援を提供できるよう、継続実施する。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援の実施 障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費の支出	義務的な経費であるため、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額を図ってきている。	B	3-(17)-②
こども本部 こども福祉課	2-(11)-⑤	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	障害児タイムケアモデル事業:障害のある中高生の放課後支援。	1か所拡充により14か所(2か所×7区)で実施する。	障害児タイムケア事業: 144か所で実施(障害福祉計画の目標値達成) 1月あたり延べ1,450人	適切な実施場所及び優良な運営事業者の確保に合わせて、年次ごとに順次拡充し、本市障害福祉計画「かわさきノーモライゼーションプラン」の目標値:14か所を達成した。 ニーズの伸びや、平成24年度施行の改正児童福祉法に対応するため、今後事業のあり方を検討する。	B	3-(15)-① 3-(17)-②

〈施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
健康福祉局 障害計画課	2-(11)-⑥	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行う。</li> <li>○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行う。</li> <li>○児童デイサービス:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行う。</li> <li>○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供する。</li> <li>○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行う。</li> <li>○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行う。</li> </ul>	<p>川崎市障害福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護:1か月あたり延べ26,243時間</li> <li>○児童デイサービス:1か月あたり延べ383人</li> <li>○短期入所:1か月あたり延べ1,494人</li> <li>○移動支援:1か月あたり延べ14,602時間</li> <li>○生活サポート:1か月あたり延べ1,346時間</li> <li>○日中短期入所事業:月831人</li> </ul>	<p>支援が必要な障害児に対して、家族介護を補完する等の目的で、障害者自立支援法による介護給付、地域生活支援事業によるサービスを提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護:1か月あたり延べ27,811時間</li> <li>児童デイサービス:1か月あたり延べ774人</li> <li>短期入所:1か月あたり延べ1,428人</li> <li>移動支援:1か月あたり延べ12,550時間</li> <li>生活サポート:1か月あたり延べ1,052時間</li> <li>日中短期入所事業:月1,796人</li> </ul>	<p>養成研修などを実施し、サービス提供者の確保に努め提供者の確保をし、また実態に合わせて制度の運用などの見直しを行い日中短期入所事業の新規事業所数の増加を図るなど、障害者が地域で生活するために必要なサービスを制度の中で行えるようにした。今後の取組としては、ショートステイなどの空き状況や事業所台帳を作成し、利用者が自ら適した事業所を速やかに選択・利用できるように各事業所と連携し、地域生活を支援していく。</p>	B	3-(15)-④ 3-(17)-②
<p>【具体的な取組】</p> <p>⑦「こころのかけはし相談員」の配置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置等とおして、不登校の子どもへの支援に努めます。また、不登校に陥らないよう対策を進めます。</p>								
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	2-(11)-⑦	不登校対策連絡協議会	<p>事業の概要は、研究実践校の小中学校に配置した「心のかげはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組んでいる。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでいる。</p>	<p>平成19年度は、南部、中部、北部の3中学校区で「フレンドシップかわさき」を実践している。3中学校区での成果を踏まえ、研究実践校の拡大を図る。不登校対策連絡協議会は現在全市単位で開催しているが、年に1回は区単位で開催するようになる。</p>	<p>今年度も年間3回の連絡協議会を計画し全体会、分散会の形式で実施した。全体会では、関係諸機関から、機関の特徴及び取組について説明し、共通理解を図った。また、分散会では地域ごとに分かれ、情報交換を行い、具体的な行動連携が取れるような話し合いを行った。</p>	<p>南部、中部、北部の3中学校区で実施してきた「フレンドシップかわさき」の事業の一環として不登校対策連絡協議会を実施してきた。「フレンドシップかわさき」の事業を7中学校区に拡充することによって、学校及び関係諸機関との連携の輪が広がった。全市的に不登校の総合的対策を構築するために、連絡協議会を実施しているが、地域の特性を考慮した連絡協議会の開催が課題となっている。</p>	B	3-(16)-③
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	2-(11)-⑦	フレンドシップかわさき事業	<p>事業の概要は、研究実践校の小中学校に配置した「心のかげはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組んでいる。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでいる。</p>	<p>平成19年度は、南部、中部、北部の3中学校区で「フレンドシップかわさき」を実践している。3中学校区での成果を踏まえ、研究実践校の拡大を図る。不登校対策連絡協議会は現在全市単位で開催しているが、年に1回は区単位で開催するようになる。</p>	<p>今年度も、7中学校区(7中学校、15小学校)において、校内相談機能の充実や小中学校間の連携等の不登校対策に関する実践的な研究を行い、不登校対策連絡協議会において、その取組について報告するとともに、年度末に冊子としてまとめた。また、関係機関との連携による不登校相談会、連絡情報説明会を開催し、不登校の子どもたちへの支援を図った。</p>	<p>「フレンドシップかわさき」を実践することによって、小中連携の在り方について模索できた。今後も「フレンドシップかわさき」事業の充実を図り、中1ギャップの解消に向けて努めていく必要がある。また、小中間のスムーズな接続を図るために、各学校において、不登校対策だけにとどまらず、総合的な小中連携を推進していけるようにする。</p>	B	